

2. 保税地域制度総論

①保税地域の種類・機能

②全国の保税地域の状況

③外国貨物を置く場所の制限(他所蔵置許可制度)

④見本の一時持出許可制度

⑤外国貨物の廃棄

⑥記帳義務

①保稅地域の種類・機能

関稅法第29条 保稅地域の種類

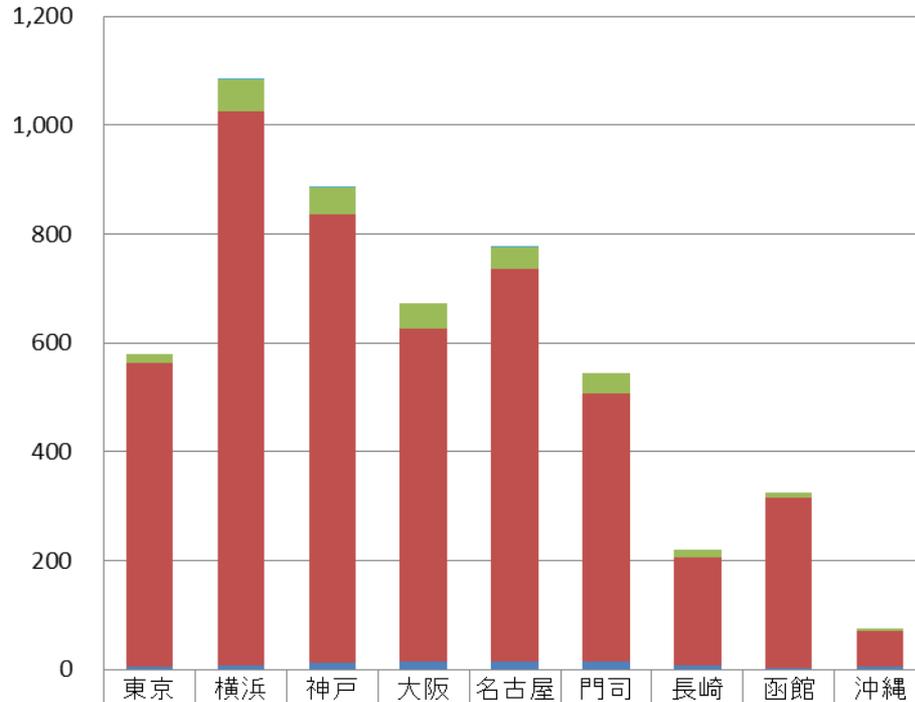
保稅地域は、指定保稅地域、保稅蔵置場、保稅工場、保稅展示場及び総合保稅地域の五種とする。

種類	関稅法の関連法令	機能	蔵置期間	形式
指定保稅地域	第37条～第41条の3	外国貨物の積卸、運搬、 <u>一時蔵置</u> 、点検・改装・仕分け等貨物取扱い	1ヶ月	税関長の許可
保稅蔵置場	第42条～第55条	外国貨物の積卸、運搬、 <u>長期蔵置</u> 、点検・改装・仕分け等貨物取扱い	2年 (延長可)	
保稅工場	第56条～第62条	外国貨物の加工、製造、改装、仕分け、その他の手入れ(<u>保稅作業</u>)	2年 (延長可)	
保稅展示場	第62条の2～第62条の7	外国貨物の積卸、運搬、蔵置、点検・改装・仕分け・その他の手入れ・ <u>展示・使用</u>	税関長が必要と認める期間	
総合保稅地域	第62条の8～第62条の15	保稅蔵置場、保稅工場及び保稅展示場の <u>総合的機能</u>	2年 (延長可)	

②全国の保税地域の状況

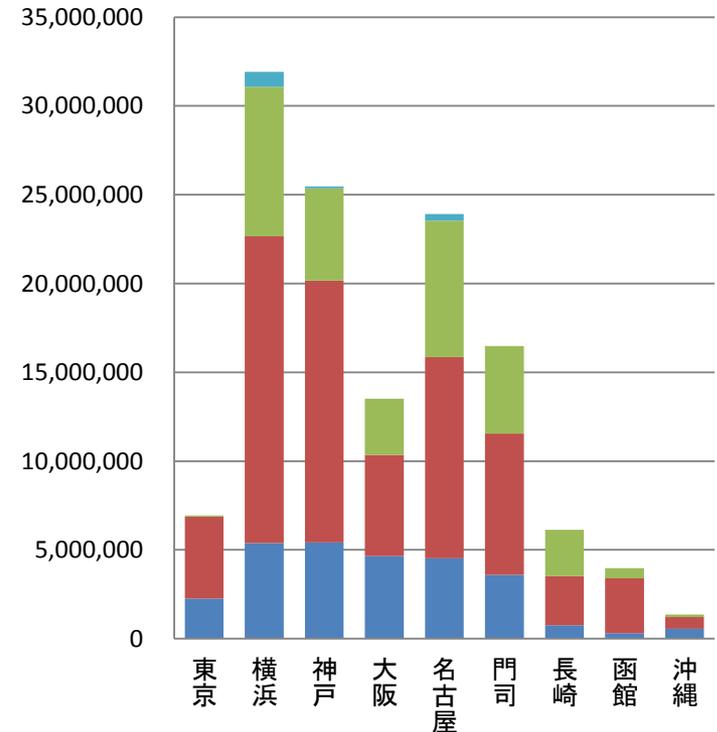
(H28.1.1時点)

全国の保税地域の数の現況



総合保税地域	0	2	1	0	1	0	0	0	0
保税展示場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保税工場	16	57	48	48	38	37	14	9	3
保税蔵置場	558	1,018	825	611	722	493	199	313	66
指定保税地域	6	8	12	15	15	15	7	4	6

保税地域面積の状況(m²)



指定保税地域 保税蔵置場 保税工場
保税展示場 総合保税地域

保税地域は一般的に都市部に設けることが難しいため(特に保税工場)、地方を広く管轄する横浜・神戸・名古屋税関が保税地域の数が多く、面積が広い。

③外国貨物を置く場所の制限(他所蔵置許可制度)

関税法第30条 外国貨物を置く場所の制限

外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。(以下略)

原則

- 外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。

例外

- 難破貨物、特定郵便物、押収物件等
- **他所蔵置の許可**を受けた貨物(第1項第2号)

「保税地域に置くことが困難又は著しく不適當な貨物」(関税法基本通達30-2)

(1)巨大重量物

(2)大量貨物

(3)保税地域との交通が著しく不便な地域で陸揚げ・積込みを行う貨物

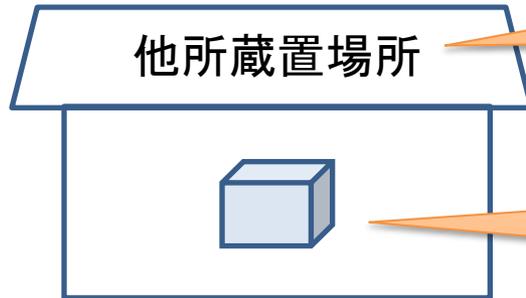
(4)腐敗変質した貨物

(5)貴重品、危険物又は生鮮食料品のような特殊な施設や管理を要する貨物で、適した保税地域がない

(6)その他貨物の性格、保税地域の設置状況から真にやむを得ないと認めた貨物

③外国貨物を置く場所の制限(他所蔵置許可制度)

「その他貨物の性格、保税地域の設置状況から真にやむを得ないと認めた貨物」とは？



他所蔵置許可は、この場所について特例的に保税地域的機能を持たせるものではない

他所蔵置許可は、個々の貨物に対し、保税地域外に置くことについての禁止を解除するもの



保税地域に置くことができないわけではないが、運送料や保管料等の経費がかかるなどの経済的な理由により認められるものではない。

近辺に保税地域が所在しない地方港等(不開港)において恒常的に他所蔵置許可を申請するような貨物については、保税地域が所在する開港等における積卸しを行うか、他所蔵置場所について保税地域の許可を取得すべきである。

④見本の一時的持出許可制度

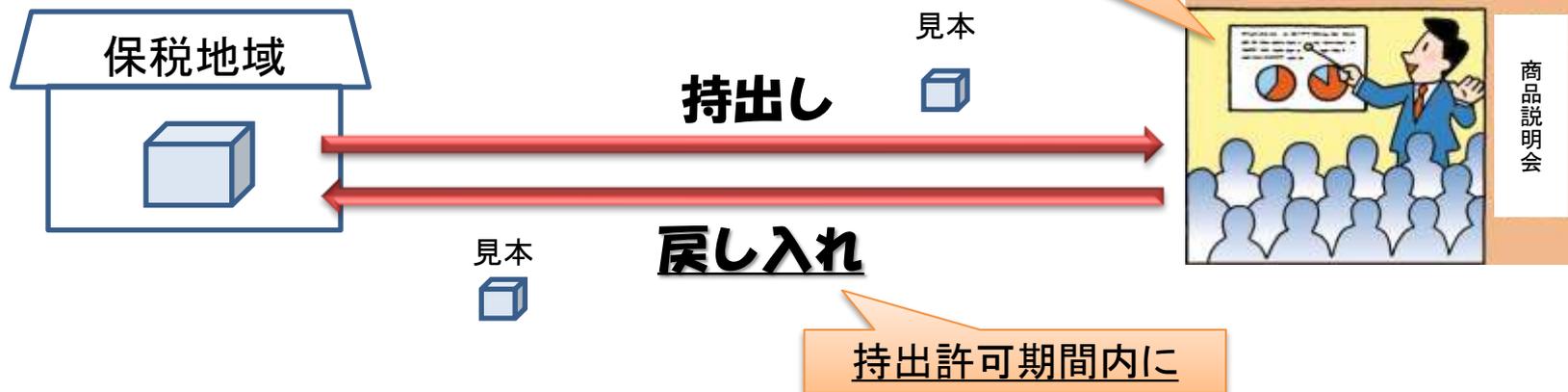
関税法第32条
見本の一時的持出

保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を受けなければならない。

見本持出
許可申請
書 (C-
3060)

貨物の記号、番号、品名及び数量、蔵置場所、一時持出の期間、持出先及びその事由

本来想定されていた形態



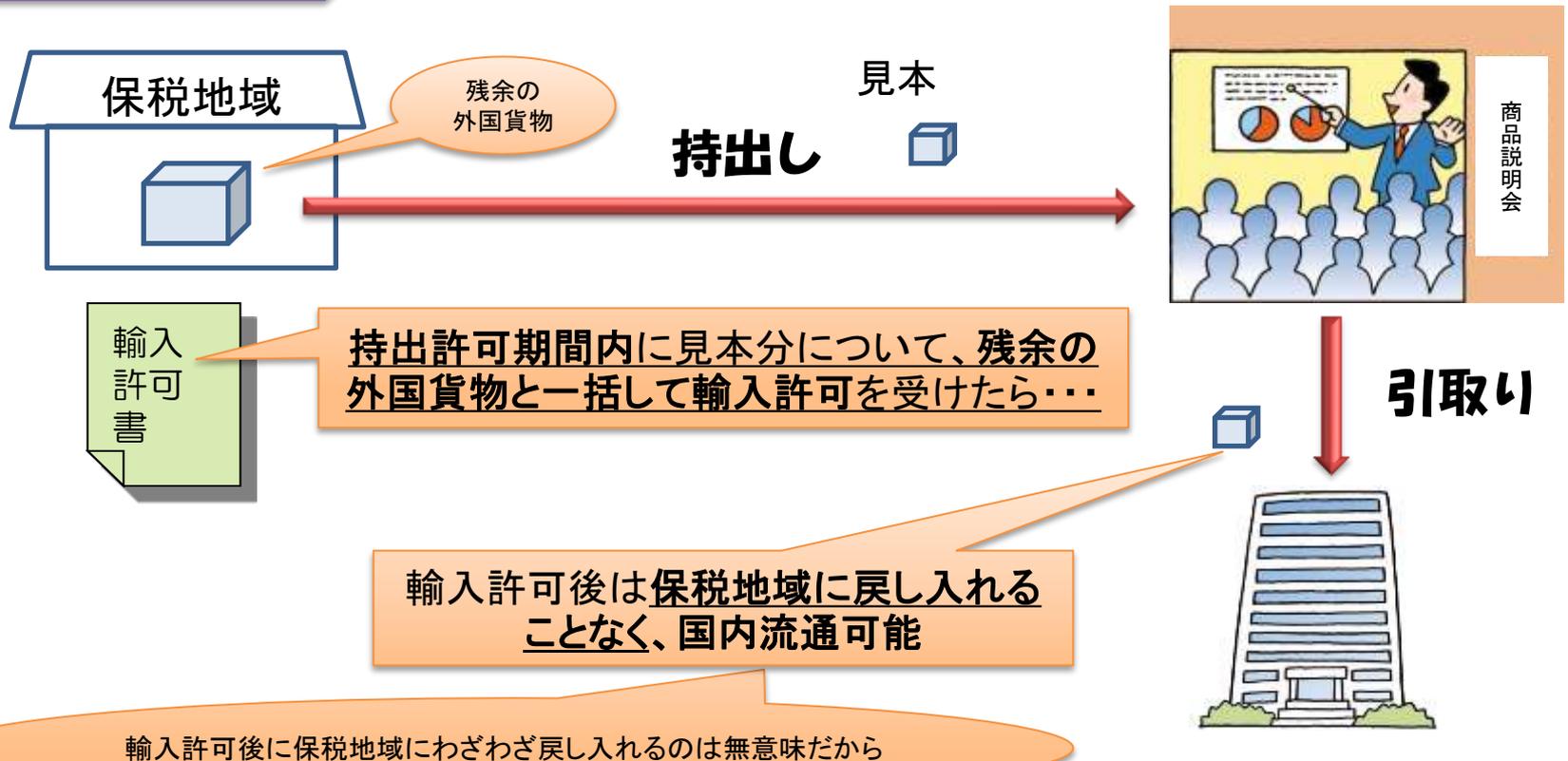
見本とは・・・ 課税上問題がなく、かつ、少量のもの(関税法基本通達32-1(1))

④見本の一時的持出許可制度

関税法基本通達32-1(2)

見本として持ち出す外国貨物は、税関長の指定する期間内にその持出しに係る保税地域に戻し入れるものとするが、見本として持ち出した外国貨物が、税関長の指定する期間内に残余の外国貨物と一括して輸入許可を受けた場合においては、この限りでない。

例外の形態



④見本の一時的持出許可制度

現状、大宗を占めている形態



持出先で見本貨物を消費してしまい、許可期間内の戻し入れができなくなるので、本来は見本の一時的持出の趣旨からは外れる…

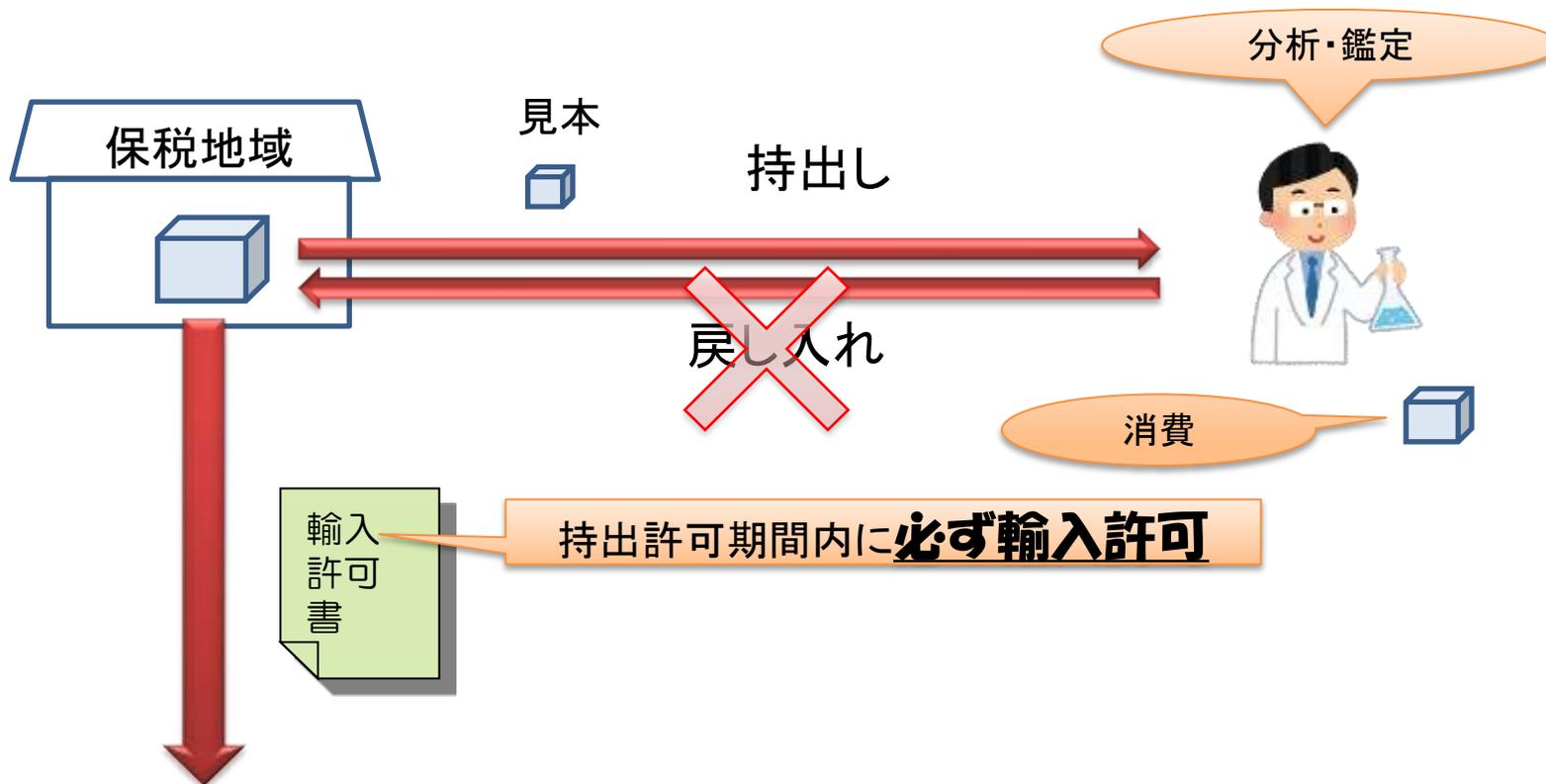
しかし

貿易量の増加、規制強化といったことを背景に、本来公務員が行う検査(次ページ参照)について、他法令に基づく自主検査について税関手続上の便宜を図るよう他省庁から要請があったことから、持出期間内に残余の外国貨物と一括して輸入許可を受けることを前提として見本持出許可制度にて対応することとなった。

他法令とは関係のない荷主都合による外国貨物の消費(例えば、通関前の品質確認のための分析検査)を理由とした見本持出許可は、本来、検査に使用する貨物のみ仕分けのうえ先行輸入すべきである。

見本の一時的持出の許可は輸入の許可に代替するものではない！

ただし...



分析・鑑定の結果如何にかかわらず、保税地域に残っている貨物(持ち出した見本以外の貨物)について必ず輸入するのであれば、関税法基本通達32-1(2)に基づき(②例外参照)、見本持出許可申請は可能。

一方、分析・鑑定の結果により輸入を取り止める(積戻し又は減却処分)ような分析・鑑定についての見本持出は許可できない。

④見本の一時的持出許可制度

【参考】正当な権限を持つ公務員による持出



当該消費は輸入とはみなされず、当該見本にかかる関税等を納付する必要もない
(関税法第2条第3項・関税法施行令第1条の2第3項)

検査
指定
票

見本
採取
票

税関職員の場合・・・関税法基本通達67-3-13

税関職員以外の公務員の場合・・・関税法基本通達32-2(2)

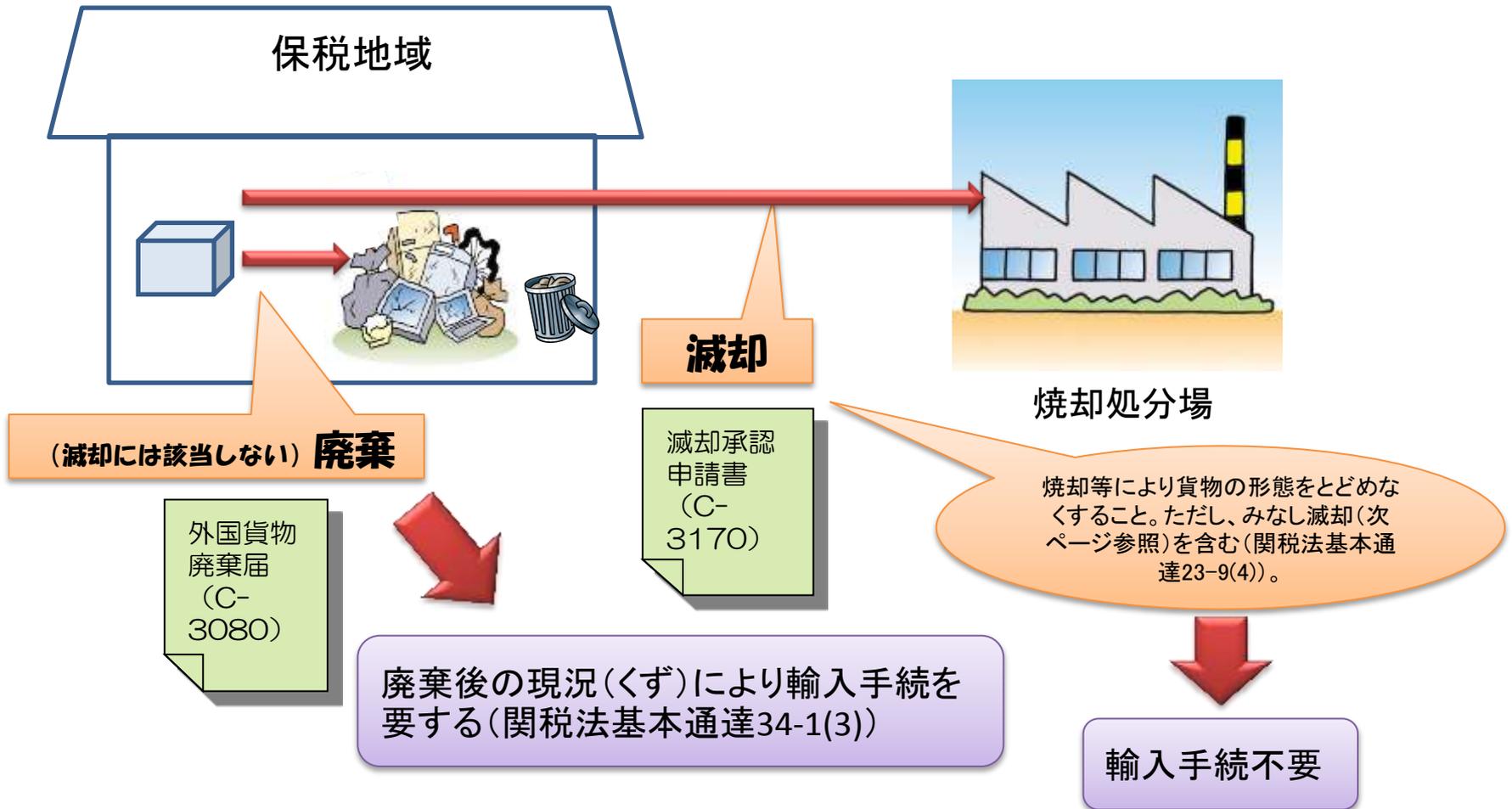
基本的には、見本を除いた数量により課税物件が確定する(関税法基本通達32-2(3))

⑤外国貨物の廃棄

関税法第34条 外国貨物の廃棄

滅却し、又は腐敗、変質等により本来の用途に供されなくなった外国貨物をくずとして処分すること(関税法基本通達34-1(1))

保税地域にある外国貨物を**廃棄**しようとする者は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。ただし、第45条第1項ただし書(略)の規定により滅却について承認を受けた場合は、この限りでない。



⑤外国貨物の廃棄

廃棄と減却の関係

廃棄

腐敗、変質等により本来の用途に供されなくなった
外国貨物をくずとして処分

「くず」として
の輸入手続
が必要

減却

焼却等により貨物の形
態をとどめなくする

当該貨物の残存価値がほとんどないと認められる状
態にし、かつ取締上支障がないと認められる場合
＝ みなし減却

リサイクル等再利用・販売に供するような処理をする場合は、「残存価値がほとんどない」とは言えないので、減却とは認められがたい。

⑥記帳義務

関税法第34条の2 記帳義務

保税地域(保税工場及び保税展示場を除く。)において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物(略)又は輸出しようとする貨物(略)についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

関税法第61条の3 記帳義務

保税工場の許可を受けた者は、当該保税工場にある外国貨物についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

保税地域の種類	記帳義務者	根拠規定
指定保税地域	貨物管理者 (通常、施設等の借受者)	関税法第34条の2 関税法基本通達34の2-2
保税蔵置場	貨物管理者＝被許可者	関税法第34条の2 関税法基本通達34の2-2
保税工場	被許可者	関税法第61条の3
保税展示場	被許可者	関税法第62条の7 (関税法第61条の3の準用)
総合保税地域	貨物管理者	関税法第34条の2 関税法基本通達34の2-2



- 帳簿は、倉主等の営業用の帳簿又は保管カードに所要の事項を追記したものであっても差し支えない。
- 帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年間(その間に保税業務検査を受けた場合はその検査の日まで)
- 税関に届け出ることにより、電磁的記録による保存を行うことができる。

⑥ 記帳義務

指定保税地域・保税蔵置場

関税法施行令第29条の2第1項

法第34条の2に規定する帳簿(総合保税地域に係る帳簿を除く。)には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

	区分	記帳事項
1号	外国貨物を入れた場合	貨物の記号・番号・品名・数量、搬入年月日、船名・入港年月日(最初に搬入する保税地域の場合)、保税運送承認番号(保税運送による搬入貨物の場合)
2号	関税法第40条に規定する貨物の取扱い(内容点検・仕分け等)を行った場合	貨物の記号・番号・品名・数量、取扱いの種類・内容・年月日・変更の内容(貨物の記号・番号・数量)
3号	蔵入承認(IS承認)又は蔵入承認を受けずに置くことのできる期間の指定を受けた場合	承認・指定の年月日、承認・指定の番号
4号	輸入の許可を受けた場合	貨物の記号・番号・品名・数量、許可年月日・許可番号
5号	輸入の許可前における貨物の引取りの承認(BP承認)を受けた場合	貨物の記号・番号・品名・数量、承認年月日・許可番号
6号	関税法第32条の許可を受けて貨物を見本として一時持ち出した場合	貨物の記号・番号・品名・数量、持出許可期間・持出先・持出年月日
7号	外国貨物を出した場合	貨物の記号・番号・品名・数量、搬出年月日、搬出についての許可承認の年月日・許可承認の番号、積み込もうとする船舶等の船名・出港年月日(外国に向けて送り出す場合)

- 「外国貨物」には、輸出しようとする貨物を含む。
- 誤った内容の記帳を行うことは、関税法第34条の2に違反することになる。

⑥記帳義務

保税工場

関税法施行令第50条

法第61条の3に規定する帳簿には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

	区分	記帳事項
1号	外国貨物を入れた場合	貨物の記号・番号・品名・数量・価格、搬入年月日、(移入承認を受けた場合は)移入承認年月日・承認番号
2号	外国貨物に係る加工又は製造を行うため、当該外国貨物を使用した場合	貨物の記号・番号・品名・数量、使用した年月日
3号	外国貨物についての加工又は製造が終了した場合	製品の記号・番号・品名及び数量、製造終了年月日
4号	関税法第61条第1項に規定する保税工場外作業許可場所に外国貨物を出した場合	貨物の記号・番号・品名・数量、出した場所
5号	輸入の許可を受けた場合	貨物の記号・番号・品名・数量、許可年月日・許可番号
6号	輸入の許可前における貨物の引取りの承認(BP承認)を受けた場合	貨物の記号・番号・品名・数量、承認年月日・許可番号
7号	外国貨物を出した場合	貨物の記号・番号・品名・数量・価格、搬出年月日、目的、搬出についての許可承認の年月日・許可承認の番号

- 内容的に重複する事項は省略可能(例えば、同一の貨物について各欄に記号を記入する必要はなく、最初の欄だけで足りる)。
- 指定保税工場以外の保税工場の記帳は、保税作業終了届に所要の事項を追記して一括ファイルすることで代用可能。
- 原料品と製品を別個の帳簿に記載する場合は、相互の関係を明確にするために製造番号をそれぞれに付記する。
- 原料品及び製品の受払い、製造計画表、入荷伝票、倉出伝票、作業日報等を保存し、必要に応じて税関に提示する。
- 見本の一時持出し、内外貨混合使用及び保税工場外作業の許可書や承認書を保存し、必要に応じて税関に提示する。

⑥ 記帳義務



関税法基本通達34の2-1

保税地域における事務処理手続は、次により行うよう指導するものとする。

輸入貨物に係る 事務処理手続	搬入手続	搬入する貨物と船卸票・保税運送承認書等の関係書類とを対査して、貨物の記号、番号、品名、数量及びコンテナースील等の異常の有無の確認を行う。また、「要確認」「要施封」の記載がある保税運送承認書に係る貨物が到着した場合、直ちに税関保税担当部門に連絡する。
	搬出手続	搬出する貨物と搬出の根拠となる許可・承認・届出書等の関係書類とを対査して、貨物の記号、番号、品名、数量等の異常の有無の確認を行う。
輸出貨物に係る 事務処理手続	搬入手続	搬入する貨物と搬入関係伝票とを対査して、貨物の記号、番号、品名、数量等の異常の有無の確認を行う。
	搬出手続	搬出する貨物と輸出許可書又は送り状とを対査して、貨物の記号、番号、品名、数量等の異常の有無の確認を行う。
搬出入事績に係る 報告等	搬出関係書類の保存	輸出入貨物の搬出時に対査した書類(またはその写し)については、原則として6か月間(保税工場は1年間)保存する(その間に保税業務検査を受けた場合はその検査の日まで)。
	長期蔵置貨物報告	指定保税地域に搬入された外国貨物のうち毎月の末日現在において搬入から一定期間(指定保税地域は1月・保税蔵置場は3月)を経過した外国貨物については、「長期蔵置貨物報告書」(C-3030)を作成して、翌月の10日までに保税取締部門へ提出する。

- 上記確認において異常があった場合は、直ちに保税担当部門に連絡し、指示を仰ぐ。
- 貨物の記号、番号、品名、数量については、上記手続で確認したとおりの内容の記帳を行わなければならない(書類の内容をそのまま転記することなく、確認結果を記帳すること)
- 上記手続の具体的な内容は、社内管理規定(CP)で整理されているので、社内管理規定や附属の作業手順書の内容をよく把握しておく必要がある。

⑥ 記帳義務

搬入手続における留意点

外国貨物には何が入っているかわからない!
麻薬・覚せい剤・けん銃・テロ関連物品(爆発物や化学兵器)

「不審な物が入っているかも…」という意識を持って搬入手続を行ってください。

① 貨物の状態

- 外装のマーク(記号・番号)
例)通常と異なる・他の貨物と異なる・不自然な油状のしみや変色がある・一部の貨物のみ不自然なマークがある。
- 重量
例)同種の他の貨物よりも明らかに重い・内容物のバランスが悪い
- 梱包
例)過剰にテープが使用されている・書類上の品名と梱包が不釣り合い
- その他
例)異臭がする・異音がする



② 荷主に関する情報

- 荷主と貨物の整合性
例)自動車メーカーが食料品を輸入する等品名と荷主が不釣り合い
- 配送
例)異常に引取りを急いでいる・配送先が駐車場やホテル等・受取人が身元が不明瞭な外国人
- 問い合わせ
例)通関状況や貨物の取扱いについて頻繁に問い合わせがある・身分や連絡先を明かさない
- 取引形態
例)荷主以外による保管料の支払い



このような不審な貨物があった場合は、社内管理規定に基づいた報告を行い、税関通報担当者が税関に連絡すること。